

情報最前線

情報最前線

お知らせ

5月の市税ごよみ



18日(金) 固定資産税第1期分の督促状の発送
 31日(木) 軽自動車税全期分の納期限
 ※督促状1通につき1000円の督促料をいただきます。
 ※口座振替をご利用の方は、納期限日の残高にご注意ください。

市役所へのお問い合わせ先

- 西条市庁舎 TEL0897-56-5151
- 東予総合支所 TEL0898-64-2700
- 丹原総合支所 TEL0898-68-7300
- 小松総合支所 TEL0898-72-2111

付加保険料を納めて 老齢基礎年金の上乗せを!

年金額を少しでも多く受け取りたい方には、付加年金制度があります。
 この制度は、毎月の保険料(24年度保険料14980円)に4000円の付加保険料を加えて納付することで、老齢基礎年金に付加年金が上乗せして支給されます。

- 希望される方は、申し込みが必要です。
- 付加年金額は、2000円×付加保険料納付月数で算出されます。
- 加入できる方
 - 国民年金第1号被保険者
 - 任意加入被保険者
- 注意点
 - 付加保険料は申し込んだ月分からとなります。

○国民年金基金に加入中の方は納付できません。
 ○納付期限(対象月の翌月末)までに納付が必要です。

■問合せ

- 新居浜年金事務所 TEL0897-35-1368
- 市庁舎本館市民生活課 年金係 TEL0897-52-1383
- 各総合支所市民福祉課
 - 市民保険係(東予)
 - 市民福祉係(丹原・小松)

子ども手当特別措置法の申請期限が延長されました

平成23年10月から施行された、子ども手当特別措置法(平成23年10月から平成24年3月31日)の申請期限は平成24年3月31日となっていました。9月30日まで延長されることになりました。手続きをされていない方は、早めの手続きをしてください。

■問合せ

- 市庁舎別館女性児童福祉課 子育て支援係 TEL0897-52-1337
- 各総合支所市民福祉課 福祉係(東予)
- 市民福祉係(丹原・小松)

子ども手当が児童手当に変わりました

平成24年4月、次世代の社会を担う児童の健やかな育ちを支援するため、「子ども手当」から新たな「児童手当」に変わりました。

■制度内容(子ども手当と児童手当の異なる点)

項目	子ども手当	児童手当
支給対象児童	中学校修了前の児童	変更なし
支給要件	所得制限なし	所得制限あり(6月分~)
支給額	○3歳未満 月額15,000円 ○3歳以降 第1・2子 月額10,000円 第3子以降 月額15,000円 ○中学生 月額10,000円	○所得制限額以下の方 変更なし ○所得制限額以上の方 児童一人につき、一律に月額 5,000円支給
支給時期	6月・10月・2月に支給月前4カ月分を支給	変更なし ※6月支給分は、2・3月分が子ども手当、4・5月分が児童手当
保育料や給食費などの徴収	手当から徴収できる	変更なし

■認定請求手続き

3月末現在、子ども手当の受給資格があった方は、4月の子ども手当から児童手当への移行に伴う新たな申請は必要ありません。

出生や転入により新たに受給資格が発生した場合や、受給対象児童が増えた場合については、その事由が発生した日の翌日から15日以内に申請が必要となります。申請が遅れた場合、児童手当を受給できない月が出る場合がありますのでご注意ください。

■問合せ

- 市庁舎別館女性児童福祉課 子育て支援係 TEL0897-52-1337
- 各総合支所市民福祉課 福祉係(東予)、市民福祉係(丹原・小松)